

○玉村町環境保全条例  
平成4年12月24日  
条例第27号

第1章 総則

第1節 通則

(目的)

第1条 この条例は、すべての住民が健康で文化的な生活を営むうえにおいて、良好な環境が極めて重要であることにかんがみ、良好な環境を確保する施策の基本となる事項を定め、その施策の総合的な推進を図り、もって住民の良好な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 良好な環境 住民が、健康で文化的な生活を営むことができる生活環境、自然環境をいう。
- (2) 生活環境 人の生活に係る環境をいう。
- (3) 自然環境 自然の生態系をめぐる土地、大気、水及び動植物等を一体として総合的にとらえたものをいう。
- (4) 事業者 本町において事業活動を営む者をいう。

第2節 町長の責務

(基本的責務)

第3条 町長は、すべての住民が健康で文化的な生活を営めるよう良好な環境の確保に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

(環境施設の整備)

第4条 町長は、良好な環境を確保するため、環境施設の総合的整備に努めなければならない。

(公害の防止)

第5条 町長は、環境関係法令又は群馬県の生活環境を保全する条例(平成12年群馬県条例第50号。以下「環境関係法令等」という。)に定めるところにより、公害(環境基本法「平成5年法律第91号」第2条第3項に規定する公害をいう。以下同じ。)の防止に関する施策を講ずるよう努めなければならない。

(住民意識の啓発)

第6条 町長は、良好な環境の確保に関する知識の普及を図り、良好な環境づくりに関する住民の意識を高めるための措置を講じなければならない。

(地域活動の育成)

第7条 町長は、住民がそれぞれの地域において、良好な環境を確保するために行う活動の育成を図り、もって地域の良好な環境づくりが図られるよう努めなければならない。

第3節 事業者の責務

(基本的責務)

第8条 事業者は、その事業活動により良好な環境を損なうことのないよう常に配慮し、その責任と負担において、必要な対策及び措置を講じなければならない。

(管理及び監視義務)

第9条 事業者は、良好な環境を確保するため、常に施設等を適正に管理するとともに、その作業状況を監視しなければならない。

(規制基準等の遵守)

第10条 事業者は、環境関係法令等の定める規制基準等を超える公害の原因となる物質等を発生させ、排出し、又は飛散させてはならない。

(努力義務)

第11条 事業者は、法令及びこの条例に違反しない場合であっても、良好な環境の確保に最大限努力しなければならない。

(紛争の処理)

第12条 事業者は、その事業活動により良好な環境の確保に関する紛争が生じたときは、誠意をもってその解決にあたらなければならない。

(協力義務)

第13条 事業者は、町長その他の行政機関等が実施する良好な環境の確保に関する施策に積極的に協力しなければならない。

第4節 住民の責務

(基本的責務)

第14条 住民は、常に良好な環境の確保に努めなければならない。

(土地、建物等の管理)

第15条 本町において土地、建物その他の物件を所有し、占有し、又は管理する者(以下「所有者等」という。)は、当該物件を適正に管理し、良好な環境の確保に努めなければならない。

(協力義務)

第16条 住民は、町長その他の行政機関等が実施する良好な環境の確保に関する施策に積極的に協力しなければならない。

## 第2章 生活環境の保全及び育成

### 第1節 清潔の保持

(公共の場所の清潔保持)

第17条 何人も、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所を汚損してはならない。

(公共の場所の管理者の義務)

第18条 前条に規定する公共の場所の管理者は、その管理する場所を清潔に保持するための必要な措置を講じなければならない。

(印刷物等配布者の清潔義務)

第19条 公園、広場、道路その他の公共の場所において、印刷物等を公衆に配布し、又は配布させた者は、当該場所及びその周辺に印刷物等が散乱した場合には、速やかに清掃し、その印刷物等を適正に処理しなければならない。

(工事施工者の義務)

第20条 土木工事、建築工事その他の工事を行う者は、その工事に関し土砂、廃材、資材等が道路その他の公共の場所及びその周辺に飛散し、脱落し、流出し、又は堆積しないよう必要な措置を講じなければならない。

(勧告及び命令)

第21条 町長は、第17条又は前2条の規定に違反し、公共の場所等の環境を著しく害していると認められる者に対して、必要な措置をとるよう勧告し、又は命ずることができる。

### 第2節 廃棄物の処理

(廃棄物の処理)

第22条 何人も、廃棄物の再生利用等を行うことにより、その減量につとめなければならない。

(投棄の禁止)

第23条 何人も、公共の場所、山林、あき地等に廃棄物を不法に投棄してはならない。

(勧告及び命令)

第24条 町長は、前条の規定に違反して廃棄物を投棄した者に対し、必要な措置をとるよう勧告し、又は命ずることができる。

### 第3節 騒音の防止

(静穏の保持)

第25条 何人も、近隣の静穏を害し、又は安眠を妨げる騒音を発生させないよう努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動により近隣の静穏を害する騒音を発生させるおそれがあるときは、施設の位置、作業の方法等について必要な措置を講じなければならない。

(拡声器の使用制限)

第26条 商業宣伝を目的として拡声器を使用するものは、周辺の生活環境を損なわないよう必要な措置を講じなければならない。

(指導、勧告及び命令)

第27条 町長は、事業者又は拡声器を使用する者が、第25条第2項又は前条に定める措置を講じないことにより、周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該者に対し、必要な措置をとるよう指導し、若しくは勧告し、又は命ずることができる。

### 第4節 屋外作業等の制限

(屋外作業等の制限)

第28条 何人も、作業の性質上やむを得ない場合を除き、屋外で公害を発生させる作業をしてはならない。

(屋外燃焼行為の制限)

第29条 何人も、ゴム、皮革、合成樹脂、合成繊維、タールピッチ類、及び廃油を屋外で燃焼させてはならない。

2 何人も、前項で定める物以外の物で、燃焼に伴ってばい煙が発生するものを、みだりに屋外で多量に燃焼させてはならない。

3 前2項の規定は、環境関係法令等で規定された燃焼行為については、適用しない。

(指導、勧告及び命令)

第30条 町長は、前2条の規定に違反して屋外において作業が行われていること、又は燃焼行為が行われていることにより、周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該違反行為を行っている者に対し、必要な措置をとるよう指導し、勧告し、又は命ずることができる。

### 第5節 あき地等の管理

(あき地等の管理)

第31条 あき地及び休耕地(以下「あき地等」という。)の所有者は、玉村町空地に係る雑草除去に関する条例(昭和50年条例第30号)に定めるところにより、そのあき地等に繁茂する雑草、枯草又は投棄された廃棄物を除去するとともに、廃棄物の不法投棄を防止する措置を講ずる等、周辺の生活環境を損なわないよう適正に管理しなければならない。

(あき地等の利用に伴う管理)

第32条 あき地等の所有者等は、あき地等を物置場、駐車場等として利用し、又は利用させているときは、当該場所に置かれた物により周辺住民に危害を与え、又は著しい迷惑を及ぼさないよう適正に管理しなければならない。

(指導、勧告及び命令)

第33条 町長は、あき地等の所有者等が前2条に定めるあき地等の管理を怠ることにより、周辺的生活環境が損なわれていると認めるときは、当該所有者に対し、必要な措置をとるよう指導し、若しくは勧告し、又は命ずることができる。

#### 第6節 愛がん動物の管理

(飼犬等の飼育)

第34条 飼犬、飼猫その他の愛がん動物(以下「飼犬等」という。)の飼育者は、その飼犬等の形態、性状等に応じ、悪臭の発生防止、病害虫の発生の予防等、衛生上の管理に努めるとともに、人に危害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないよう適正に飼育しなければならない。

(勧告及び命令)

第35条 町長は、前条の規定に違反し、人の生命、身体若しくは周辺的生活環境を著しく害し、又は害するおそれがあると認めるときは、当該飼育者に対し、飼育方法の改善その他必要な措置をとるよう勧告し、又は命ずることができる。

### 第3章 自然環境の保全及び育成

#### 第1節 緑化の推進

(緑化計画)

第36条 町長は、緑化の推進を図るため、総合的な緑化計画を策定しなければならない。

(公共施設の緑化)

第37条 町長は、学校、公園、広場、道路その他公共の場所における緑化計画を定め、緑化の推進に努めなければならない。

(事業所の緑化)

第38条 事業所は、事業者の敷地内に緑地を確保し、樹木を植栽する等積極的に緑化の推進に努めなければならない。

(居住地等の緑化)

第39条 何人も、その所有し、占有し、又は管理する居住地等に樹木を植栽する等積極的に緑化の推進に努めなければならない。

(指導及び勧告)

第40条 町長は、事業者及び土地の所有者に対し、樹木の植栽その緑化の推進に関し、必要な措置をとるよう指導し、又は勧告することができる。

#### 第2節 動植物の保護

(動植物の保護)

第41条 何人も、自然に生息する動物又は生息する植物を、その生息し、又は生育する自然環境とともに保護するよう努めなければならない。

#### 第3節 自然環境の利用

(町長の措置)

第42条 町長は、自然環境の適正な利用を図るため、必要な措置を講じることができる。

(適正な利用)

第43条 何人も、自然の保護及び育成に関する認識を深めるとともに、自然環境を利用するに当たっては、自然環境を破壊し、又は汚損することのないよう適正な利用に努めなければならない。

#### 第4節 補則

(立入調査)

第44条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に調査のため現場に立入らせ、説明若しくは報告を求め、又は関係者に対し、必要な指示若しくは指導をさせることができる。

2 前項の規定に基づく立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 関係者は、第1項に基づく調査に協力しなければならない。

(委任)

第45条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、町長が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成12年12月13日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行し、平成12年10月1日から適用する。